

新型コロナウイルス感染症に関する口腔外科手術の再開についての提言

公益社団法人 日本口腔外科学会

2020年5月13日

政府は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から4月16日に13都道府県を特定警戒都道府県として指定しました。

当初は5月6日までの予定でしたが、その後5月31日まで延長されました。その一方で、患者数が減少した地域では休業要請の緩和や学校の再開がなされるようになりました。

このような状況において、公益社団法人 日本口腔外科学会としては、今後の手術再開のための提言を以下のとおり行うこととしました。

1. 緊急事態宣言が解除されていないとき

【入院】

基本的には緊急を要する手術以外は延期してください。手術を施行する場合は術前のPCR検査(+胸部CT)の実施が推奨されます。

【外来】

緊急を要する検査・手術を除き延期してください。

2. 緊急事態宣言が解除されたとき

解除されてから1ヶ月は各地域の感染者数の再度の増加の有無を注視してください。

【入院】

基本的には緊急を要する手術以外はこれまで通り延期してください。手術を施行する場合は術前のPCR検査(+胸部CT)の実施が推奨されます。

ただし、緊急性の高くない手術であっても、各施設の判断によりエアロゾル発生リスクが比較的低いと考えられる手術(例:プレート除去術、経皮的アプローチをする手術など)については、上記の検査が実施できるならば可能と考えます。

【外来】

緊急を要する手術を除き当面は原則延期してください。ただし、十分な行動歴の把握、新型コロナウイルス感染症の関連症状の有無の確認とともに、診療室・待合室での患者同士の距離の確保(時間あたりの予約数の制限)、外来手術場でのユニット管理(隣のユニットを空けるなど)、室内の換気、口腔外バキュームの使用などに配慮した上で手術は可能と考えます。

3. 緊急事態宣言が解除され1ヶ月が経過しても各地域の感染者数の再度の増加がないとき

これまで通り十分な行動歴の把握、新型コロナウイルス感染症の関連症状の有無の確認をしつつ、段階的に通常の体制へ戻してください。

4. 緊急事態宣言が解除されて1ヶ月以内に各地域の感染者数の再度の増加が見られたとき
 1. に戻ってください。

上記は公益社団法人日本口腔外科学会の現時点での原則的な見解であり、国内状況の変化により変更する可能性があります。会員の皆さんにおかれましては本見解をご参考の上、各自の状況（所属施設の方針や都道府県の要請）に応じた適切な対応をお願いいたします。